

答申（公表用）

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成18年9月15日付けで「県道仲町上知識線の県有地不法占有に係る（有）A、施主（有）Bの始末書を確認したい。」旨（以下「本件請求内容」という。）の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「県道荘上鯖淵線の県有地の不法占有に係る有限会社A、施主有限会社Bの始末書」（以下「本件対象公文書」という。）とし、平成18年9月27日付け第218号で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年10月2日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

県の不開示は間違いであるので、取消をされ公開をされるよう異議申し立てをする。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人の異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 鹿児島県情報公開条例第10条（公文書の存否に関する情報）に該当となっている。

(ア) 上記アに該当しない。情報公開の目的第1条の精神を逸脱している。

(イ) 本件始末書は公文書に該当すると考える。

イ 条例第7条第2号の規定により、不開示にすべきにより、存否を回答できない。

(ア) 申立人は、県有地不法占拠の件につき、県民として善行したものです。始末書を取るべきであると提案した人に対する儀礼であるとも信じます。又、県職員が公務として適切な判断をどのようになされたのか知る権利があります。

(イ) 条例第7条第2号アの意味は全く該当しない。例えば、競争上の地位は建設業の登録審査において始末書等は何点かの減点です。公開により何ら利益を害するものではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書について

ア 本件開示請求に係る文書は、県有地に許可なく資材、ミキサーを置いていた法人が県からこれらの資材を撤去するよう指導を受けた際に提出されたとする「始末書」である。

イ 一般に始末書とは、「事故を起こした場合に、事実の経緯・顛末を書いて上司又は官に提出する文書」（「広辞苑第5版」）とされているが、仮に本件開示請求に係る始末書が存在するならば、その内容は、「始末書」を提出した法人の事務所所在地、法人の名称、法人の代表者の氏名、事実の経過及び謝罪、今後同様の事案を引き起こさない旨の誓約等が記載されたものと考えられる。

ウ 本件開示請求に係る「始末書」は、県有地に無断で資材等を設置した業者から、これらの資材等を撤去させた際に、今後このような行為を行わないよう、「始末書」という形で文書を提出させたものと考えられることから、職務上取得し、保有したものとして「公文書」に該当すると認められる。

(2) 不開示決定の理由

法人等に関する情報（条例第7条第2項）該当

ア 仮に特定の法人が許可なく県有地を使用し、そのため指導を受けたという事実があったとすれば、その事実は当該法人にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、この情報が記載されている「始末書」を公にすることは、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがある。

イ また、条例第7条第2号ただし書きでは、不開示情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、その情報の性質から開示しなければならないと規定しているが、これにも該当しない。

ウ さらに、本件請求の対象文書である「始末書」の存否を答えることは、特定の法人が許可なく県有地を使用し、指導を受けたという事実の有無という条例第7条第2項に規定する不開示情報を開示することになる。

エ したがって、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年10月23日	諮問を受けた。
平成19年 2月23日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月27日	諮問の審議を行った。
5月21日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
6月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、仮に存在するとすれば、上記3の(1)のアに記載のとおり、県有地に許可なく資材、ミキサーを置いていた法人が県からこれらの資材を撤去するよう指導を受けた際に提出されたとする始末書である。

イ 法人等に関する情報について

(ア) 条例第7条第2号該当性

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」とし、不開示情報が記録されている場合は、開示しないことができると規定している。当該不開示情報について、条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの」とし、条例第7条第2号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、条例第7条第2号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定している。これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないことから、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

本件対象公文書は、仮に存在するとすれば、県有地に無断で資材等を設置した業者から、これらの資材等を撤去させた際に、今後このような行為を行わないよう提出させたとされるものと考えられ、条例第7条第2号の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

また、条例第7条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、① 法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあるもの、② 法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であつて、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、③ その他開示することにより法人等の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものと考えられる。

本件対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の法人が許可なく県有地を使用し、そのため指導を受けたという事実が記載されているとされるものであり、本件対象公文書に記載されているとされる事実は当該法人にとって名誉、社会的

評価を損なう情報であり、この情報が記載されている文書を公にすることは、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当するものと認められる。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性

条例第7条第2号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

本件対象公文書に記載されているとする県有地に無断で資材等を設置したという情報は、当該情報を公にしなければ人の生命、健康等が損なわれるものであるとは考えられず、条例第7条第2号ただし書に該当するとは認められない。

ウ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

例えば、特定の個人名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の個人又は特定事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の不開示情報の類型について生じうると考えられ、その類型として、具体的には、① 特定の個人の病歴に関する情報、② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報、③ 犯罪の内偵捜査に関する情報、④ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報などが考えられる。また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、当該情報が不開示情報に該当しなくなったような場合を除き、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとされている。

本件対象公文書は、仮に存在するとすれば、上記イの(ア)で述べたとおり、条例第7条第2号アに該当するものと認められることから、本件対象公文書の存否自体を答えると、特定の法人が許可なく県有地を使用し、指導を受けたという事実の有無という条例第7条第2号アの不開示情報を開示することになるので、公文書の存否を含めて不開示としたことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。